

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月5日同意した。

平成21年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
三木町	単独県費補助土地改良事業（農道事業）田中地区（砂古東箇所）
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）東田中地区（宮下箇所）